

【建築物省エネ法に基づく評価業務方法書】

平成29年 4月 1日制定
2023年10月 2日変更

1 適用範囲

本業務方法書は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第24条第1項の特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価（以下単に「評価」という。）に適用する。

2 評価用提出図書等

(1) 提出図書

評価の申請に必要な書類は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）別記様式第30による申請書に次の1)から4)までの図書を3部、次の4)から6)までの図書を2部添付したものとす。

- 1) 別添様式1の計画概要書
- 2) 申請に係る建築物の各階平面図、断面図その他の当該建築物のエネルギー消費性能を確認するために必要な図書
- 3) 申請に係る建築物に設ける設備（特殊の設備を含む。）に係る機器表、系統図その他の当該設備の設計一次エネルギー消費量を確認するために必要な図書
- 4) 申請に係る建築物に用いる特殊の構造又は設備の内容及びその妥当性を示す書類
- 5) 申請に係る建築物のエネルギー消費性能に係る計算書
- 6) 特殊の構造又は設備を用いない想定の下、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）に定める方法又はこれに準ずる方法（以下単に「算定方法」という。）により算出した、申請に係る建築物のエネルギー消費性能に係る計算書

(2) その他

(1)の1)から5)までに掲げる図書のみでは審査が困難な場合、特殊の構造若しくは設備の実物又はその試験体その他これに類するものの提出を求めることができることとする。

3 評価方法

(1) 実施方法

- 1) 評価員は、2に定める評価用提出図書等を用い、下記(3)に従って算定される(2)に示す評価項目について審査を行うこととする。
- 2) 評価員は、審査上必要があるときは、評価用提出図書等について申請者に説明を求めることとする。

(2) 評価項目

- 1) 申請に係る建築物の設計一次エネルギー消費量、基準一次エネルギー消費量及びBEI

2) 申請に係る建築物の外皮性能

(3) 算定方法

- 1) 申請に係る建築物の設計一次エネルギー消費量は算定方法により算出することを基本とし、特殊の構造又は設備に係る設計一次エネルギー消費量は、必要に応じ、(4)に示す従うべき事項の範囲で、算定方法に基づかない算定条件を適用して算出するものとする。
- 2) 申請に係る建築物の基準一次エネルギー消費量は、算定方法により算出することを基本とし、特殊の構造又は設備に係る設計一次エネルギー消費量の算出に際し、算定方法に基づかない算定条件を適用する場合には、基準一次エネルギー消費量の算出に際しても、これと同様の算定条件を適用して算出するものとする。
- 3) 申請に係る建築物のBEIは、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下第二位未満の端数があるときは、これを切上げる。)とする。

$$BEI = \frac{E_{T,BEI}}{E_{ST,BEI}}$$

ここで、

BEI: Building Energy Index (一)

$E_{T,BEI}$: その他一次エネルギー消費量を除く各設備の設計一次エネルギー消費量の合計
(GJ)

$E_{ST,BEI}$: その他一次エネルギー消費量を除く各設備の基準一次エネルギー消費量の合計
(GJ)

- 4) 申請に係る建築物の外皮性能は、算定方法により算出することを基本とし、特殊の構造又は設備に係る外皮性能は、必要に応じ、(4)に示す従うべき事項の範囲で、算定方法に基づかない算定条件を適用して算出するものとする。

(4) 従うべき事項

次のガイドライン等に従って評価することとする。

- 1) 特殊の構造又は設備を用いる非住宅建築物のエネルギー消費性能の算定方法に関するガイドライン
- 2) その他(国土交通省及び国立研究開発法人建築研究所が特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価に関連して公開した資料 等)

4. 評価書の交付

施行規則別記様式第31による評価書の交付は、2(1)1)から3)までの図書を2部、2(1)4)及び5)の図書を1部添えて行うこととする。

5. その他

国土交通省からの求めに応じ、年度毎の評価書を交付した実績及び評価を行った建築物のエネルギー消費性能に関する項目等を報告することとする。